

天理市告示第130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の5の項の規定に基づき、奈良県知事が容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定めるに当たり、その指定案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月17日

天理市長 並河 健

- 1 申出する土地の区域 天理市の市街化調整区域内で、平成16年5月17日において農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地であった区域及び非農用地であった区域の各一部
- 2 指定案の縦覧場所 天理市 建設部 都市整備課
- 3 縦覧期間 令和5年5月17日から5月31日まで
- 4 意見書の提出要領 この指定案に意見書を提出しようとする者は、本案についての意見書の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、天理市建設部都市整備課に令和5年5月31日までに必着するように提出すること。